

⑤ いじめ発見のチェックシート

いじめ発見のチェックシート

1 表情・態度

- 笑顔が無く沈んでいる。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 表情がさえず、ふさぎ込んで元気がない。
- 感情の起伏が激しい。
- ぼんやりとしていることが多い。
- わざとらしくはしゃいでいる。
- 周りの様子を気にし、おずおずとしている。
- いつも一人ぼっちである。

2 身体・服装

- 体に原因が不明の傷などがある。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- シャツやズボンが汚れたり、破けたりしている。
- けがの原因を曖昧にする。
- 登校時に、体の不調を訴える。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けたりしている。
- 服に靴の跡が付いている。

3 持ち物・金銭

- かばんや筆箱等が隠される。
- 机や椅子が傷付けられたり、落書きされていたりする。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- ノートや教科書に落書きがある。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 必要以上のお金を持っている。

4 言葉・行動

- 他の子供から言葉掛けを全くされていない。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 職員室や保健室の付近でうろうろしている。
- すぐに保健室に行きたがる。
- 不安げに携帯電話をいじったり、メールの着信や掲示板をチェックしたりしている。
- いつもぼつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 教室にいつも遅れて入ってくる。
- いつも人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

5 遊び・友人関係

- いつも遊びの中に入れない。
- 笑われたり冷やかされたりする。
- 特定のグループと常に行動を共にする。
- よくけんかが起こる。
- 付き合う友達が急に変わったり、教師が友達のことを聞くと嫌がる。
- 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
- 友達から不快に思う呼び方をされている。
- グループで行う作業の仲間に入れてもらえない。
- 遊びの中で常に嫌な役割を担わされている。

6 教師との関係

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。
- 教師との会話を避けるようになる。

⑥ 生活意識調査

◇参考資料:「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方(平成22年6月 国立教育政策研究所生徒指導研究センター)」p. 18~21

学校生活や友人関係に関するアンケート

問1 あなたの今の気持ちについて、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまらない あまり	全然 当てはまらない
ア 学校が楽しい				
イ みんなで何かをするのは楽しい				
ウ 次の学年も今のクラスでいたい				
エ 授業がよく分かる				
オ 自分の顔やスタイルが好きである				
カ スポーツや音楽など、自慢できるものがある				

問2 あなたの最近の体や心の様子について、いくつか質問します。「よく当てはまる」から「全然当てはまらない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よく当てはまる	どちらかといえば当てはまる	当てはまらない あまり	全然 当てはまらない
ア 体がだるい				
イなんとなく、心配だ				
ウ いらいらする				
エ 元気がでない				
オ 疲れやすい				
カ 寂しい				
キ 不機嫌で、怒りっぽい				
ク あまりがんばれない				
ケ 頭痛がする				
コ 気持ちが沈んでいる				
サ 誰かに、怒りをぶつけたい				
シ 勉強が手につかない				

問3 あなたは今の学年になってから、今日までに、次に書いてあるようなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「まったくなかった」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	よくあった	どちらかといえ ばあった	あまり なかった	まったく なかった
ア 先生が、よく理由を聞いてくれずに、怒った				
イ 勉強の事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
ウ 授業中、分からない問題をあてられた				
エ 家の人が、勉強のことをうるさく言った				
オ 先生が、相手にしてくれなかった				
カ 顔やスタイルの事で、友達にからかわれたり、ばかにされたりした				
キ 授業が、よく分からなかった				
ク 家の人が、友達や生活の事をうるさく言った				
ケ 先生が、えこひいきをした				
コ 自分のした事で、友達から悪口を言われた				
サ テストの点が、思ったより悪かった				
シ 家族の期待は、大きすぎると思った				

問4 あなたは、あなたのまわりの人たちが、どのくらいあなたの助けになってくれると思いますか。「そう思う」から「そうは思わない」までの4つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

		そう思う	どちらかといえ ばそう思う	あまり そうは思わない	そうは思わない
ア あなたに元気がないと、すぐに気付いて励ましてくれる	家 族				
	先 生				
	友 達				
イ あなたが、悩みや不満を言っても、嫌な顔をしないで聞いてくれる	家 族				
	先 生				
	友 達				
ウ 普段から、あなたの気持ちを、よく分かっていてくれる	家 族				
	先 生				
	友 達				

皆さんは、学校の友達の誰かから、意地悪をされたり、嫌な思いをさせられたりすることがあると思います。

そうした意地悪や嫌なことを、みんなからされたり、何度もされたりすると、そうした人はどうしてよいか分からずにとっても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされて辛い思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうした意地悪や嫌なことを、無理やりされた時のことや、反対に弱い友達にあなたがした時のこと、あなたが友達がされているのを見た時のことについてです。

問5 意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かから、次のようなことをどのくらいされましたか。「1週間に何度も」から「全然されなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然されなかった
ア 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした					
イ からかわれたり、悪口やおどし文句、嫌な事を言われたりした					
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり、蹴られたりした					
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした					
オ お金や物をとられたり、壊されたりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌な事をされた					

問6 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かに、次のようなことをどのくらいしましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

問7 あなたは、今の学年になってから学校の友達の誰かが、次のようなことされているのをどのくらい見ましたか。「1週間に何度も」から「全然しなかった」までの5つの中から、一番近いと思う項目に、1つずつ○を付けてください。意地悪や嫌なことには、いろいろなものがあります。

	一週間に何度も	一週間に1回くらい	月に2～3回	今までに1～2回	全然しなかった
ア 仲間はずれにしたり、無視したり、陰で悪口を言ったりした					
イ からかったり、悪口やおどし文句、嫌なことを言ったりした					
ウ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり、蹴ったりした					
エ ひどくぶつかったり、叩いたり、蹴ったりした					
オ お金やものをとったり、壊したりした					
カ パソコンや携帯電話で、嫌なことをした					

⑧ いじめ発見のためのアンケート質問項目例

年 組 性別()

〇月から今日までのことで、当てはまる方に〇を付けてください。(学校でのことや、学校以外のことなど、全ての時間を含みます。)

いじめの発見と自殺予防の視点を合わせたアンケートになっている。

1 自分のことについて

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	ある	ない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいることがある。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいることがある。		
3	その他のこと、気になることや悩んでいることがある。		
4	学校に行きたくないと思う。		
5	生きているのがつらいと思う。		

	いじめに関することについて	ある	ない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする。		
5	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。		
6	お金をたかられたり、おごらされたりする。		
7	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。		
8	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。		
9	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
10	その他の嫌なことをされる。		

2 周りの人のことについて(1回でもあったら「いる」に〇を付けてください。)

	気になること、心配なこと、悩みごとなどについて	いる	いない
1	学校のことや友達のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
2	家族や家庭のこと、気になることや悩んでいる人がいる。		
3	あくまでも例である。どのような形式がよいか、学校、学年等の実態を踏まえ、「学校いじめ対策委員会」が十分に協議して決定する。これは無記名式の例である。		
4			
5	生きているのがつらいと言っている人がいる。		

	いじめに関することについて	いる	いない
1	冷やかされたり、からかわれたり、悪口やいやなことを言われたりする人がいる。		
2	仲間外れにされたり、無視されたりする人がいる。		
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりする人がいる。		
4	ひどく		
5	お金を		
6	お金や物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする人がいる。		
7	いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする人がいる。		
8	メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる人がいる。		
9	その他の嫌なことをされる人がいる。		
10	服を脱がされたり、恥ずかしいことをされたりする人がいる。		

3 気になることや心配なことを3行以上書いてください。(書くことがない人は、将来の夢を書いてください。)

自由記述は、子供が記載する時間差を生み、「あの子は何か書いている。」と悟られることにつながる。時間差をなくすため、全員が何かを書くようにする。

4 相談したいことがある場合は、ここに出席番号を書いてください。

点線で谷折りにして提出してください。

⑧ スクールカウンセラーによる全員面接よくある質問

平成26年5月1日
東京都教育庁指導部
指導企画課

スクールカウンセラーによる全員面接の実施については、平成26年1月31日付25教指企第1165号『いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）』の実施について」及び25教指企第1354号「スクールカウンセラーによる全員面接の実施について」により、お願いしたところです。

これらの文書の内容について、これまでに学校等から問合せのあった内容と回答をまとめました。

各学校において、参考にしてくださいますようお願いいたします。

Q1 スクールカウンセラーによる全員面接を行う目的は何ですか。

A1 平成25年度に東京都教職員研修センターが実施した「いじめ問題に関する研究」におけるアンケート調査では、いじめられた経験のある児童・生徒の45.6%が、いじめについて相談しなかったと回答しています。

全員面接は、児童・生徒とスクールカウンセラーとのつながりを作ることを通して、児童・生徒がスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することにより、いじめの未然防止や早期対応を図ることを目的としています。

Q2 小学校5年生、中学校1年生、高等学校1年生を全員面接の対象とするのは、どうしてですか。

A2 文部科学省で毎年度実施している「児童生徒の問題行動等調査」の結果等からは、小学校第5学年、中学校第1学年、高等学校第1学年で、いじめの認知件数が増加する傾向が見られています。

小学校ではいわゆる高学年に進級した時期、中学校・高等学校では入学したばかりの時期に、全員面接を通して子供たちに安心感をもたせることが、学校におけるいじめ防止等の対応につながっていくと考えます。

なお、児童・生徒数等の実態に応じて、各学校で、その他の学年も全員面接の対象とするなど、工夫して実施してください。

Q3 スクールカウンセラーだけで全員面接を行うと、時間がかかってしまうので、管理職、担任、養護教諭などが、分担して実施することはできますか。

A3 ここでの全員面接は、児童・生徒が、心理や教育相談の専門家であるスクールカウンセラーに相談しやすい環境を整備することを目的の一つとしていることから、全員面接を教員等が分担することは、適切ではありません。

Q 4 本市では、東京都公立学校スクールカウンセラーに加えて、別の曜日に市の教育相談員（カウンセラー）が配置されています。2人で分担して、全員面接を実施してもよいのですか。

A 4 心理や教育相談の専門家として、学校に配置されている方であれば、分担して、全員面接を実施することは可能です。

その際は、当該の相談員と連携を十分に図りながら、学校全体で情報を共有するようにしてください。

Q 5 本校には、スクールカウンセラーに加えて、大学で心理学を専攻している学生を配置しています。こうした方に、全員面接や、基準人数を超える児童・生徒数分の全員面接支援スタッフとしての面接をお願いすることはできますか。

A 5 現に大学で心理学を学んでいる学生は、資格等の取得見込者であることが多く、現時点では必ずしも専門性が高いとは言えないと考えます。

これらの方々に、大人から見えにくいじめの未然防止・早期発見を目的として実施する全員面接をお願いすることは、適切ではありません。

Q 6 夏季休業日前までを目途に実施すると示されていますが、本校は児童・生徒数が多いため、この期間中で全員面接を終了することは難しい状況です。いつまでに終わらせればよいのですか。

A 6 全員面接の実施時期としては、原則として年度始から夏季休業日前までを目途に実施すると示しておりますが、児童・生徒数等学校の実態によって、終了の時期が9月以降になることもあり得ると考えています。

各学校において、できる限り早い時期に実施してください。

Q 7 面接を嫌がる児童・生徒がいた場合、どのような対応をすればよいのですか。

A 7 面接を嫌がったり、話をしたがりなかつたりする児童・生徒に対しては、学校と保護者との十分な相談により、時期や時間を変更して実施する、保護者を含めた三者面談を実施するなど、実態に応じて柔軟に対応してください。

なお、そうした児童・生徒に対しては、学校への信頼関係を通して、相談しやすい環境を築くことができるよう、外部機関との連携も含め、継続的に支援を行うことが大切です。

Q 8 実施方法には、定期健康診断（体力測定）等の活用が示されていますが、本校では、昨年度の早い時期に、校医の予定を確認して、健康診断の日程を決めており、スクールカウンセラーの勤務日との調整が難しい状況です。実施方法は、学校で工夫してよいのですか。

A 8 実施方法として示している例は、あくまでも参考として示したものです。年度当初のできるだけ早い時期に実施できるように、各学校において実施方法を工夫してください。

Q 9 全員面接に当たって、事前に、児童・生徒にアンケートや問診票等に必要事項を記入させてから実施しなければなりませんか。また、実施する際には、どのような配慮が必要ですか。

A 9 限られた時間内に、全員面接を効率的に実施するとともに、早急な対応が必要な事例を抽出するための工夫として、個人カード例を示していますが、こうした事前の聞き取りを、必ず実施することを求めるものではありません。
実施する場合には、児童・生徒にとって、記入することが負担にならないよう内容を精選することや、記入された内容について、校内で情報の共有化を図ることが大切です。

Q 10 本校は、全員面接対象の児童・生徒数が基準人数を超えているので、スクールカウンセラーに加えて、全員面接支援スタッフを申請したいのですが、どのようにお願いすればよいのですか。

A 10 全員面接支援スタッフの追加派遣を希望する場合は、定められた様式により、東京都教育相談センターに申請してください。申請に基づき、同センターからは、校種別の基準人数を超える部分について、児童・生徒3人につき1時間を基本として、臨床心理士を派遣します。

その場合、校内での継続的な支援の観点から、可能な限り自校のスクールカウンセラーが、勤務日とは別の日程に来校して面接を行うなどが望ましいと考えております。但し、そうした方法が困難な場合については、東京都相談センターに、人選を含めて派遣を依頼していただくことになります。

Q 11 本校のスクールカウンセラーではない全員面接スタッフが、児童・生徒から、いじめを受けているなどの相談を受けた場合は、どのように対応すればよいのですか。

A 11 派遣の全員面接支援スタッフに、全員面接の一部をお願いする場合は、スクールカウンセラーはもとより管理職や教育相談担当教員等と十分に連携を図り、確実に情報を共有することが大切です。

当該スタッフが、児童・生徒から、いじめ等の相談を受けた場合は、改めてスクールカウンセラーが当該の児童・生徒から話を聞いた上で、教職員が事実確認をするなど、学校として確実に対応してください。

Q 12 グループ面接の人数として、5～8人程度と示されていますが、人数の上限はあるのですか。

A 12 グループ面接の人数の上限を示してはいません。

児童・生徒が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を作るという全員面接の目的を踏まえ、学校の実態に応じて、実施していただきたいと考えています。

なお、スクールカウンセラーが、各教室を回って、自己紹介を兼ねて話をすることのみをもって全員面接とする方法などは、適切ではありません。

Q13 本校のスクールカウンセラーは、相談者が多く、毎回予約で一杯な状況です。全員面接を行うことにより、こうした相談に対応できなくなることも考えられますが、こうした場合、どのような工夫が考えられますか。

A13 スクールカウンセラーによる全員面接と日頃の相談対応とのバランスについては、相談状況等の実態に応じて、全員面接を少人数のグループ単位で効率的に実施するなどの方法により、工夫して対応してください。

Q14 本校では、養護教諭が、教育相談の窓口を担当しています。全員面接の日程調整等について、担当者だけに負担が集中しないようにするためには、どのような配慮が必要ですか。

A14 全員面接は、校長の責任の下に学校として実施するものです。直接面接業務に当たるのはスクールカウンセラーですが、その運営、情報共有、その後の対応等については、教職員全体で行うこととなります。

全員面接の円滑な実施のために、当該学年や教育相談を担当する委員会等を中心に、教職員が連携して組織的に対応するよう御配慮ください。

⑨ いじめ防止カード

<p>24時間受付 東京都いじめ相談ホットライン</p> <p>0120-53-8288</p> <p>http://www.e-sodan.metro.tokyo.jp</p> <p>全国统一ダイヤル 「24時間子供SOSダイヤル」 0120-0-78310</p> <p>東京都内から統一ダイヤルにかけるといじめ相談ホットラインにつながります。</p>	<p>東京都 東京都教育相談センター</p> <p>03-3360-8008</p> <p>平日 午前9時から午後9時まで 土日祝 午前9時から午後5時まで その他の時間は、留守番電話で対応します。</p> <p>話してみよう あなたの心配</p> <p>警視庁ヤングテレホンコーナー 03-3580-4970 (平日 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:00)</p> <p>東京都児童相談センター電話相談室 03-3366-4152 (平日 9:00~21:00 土日祝 9:00~17:00)</p>
---	--

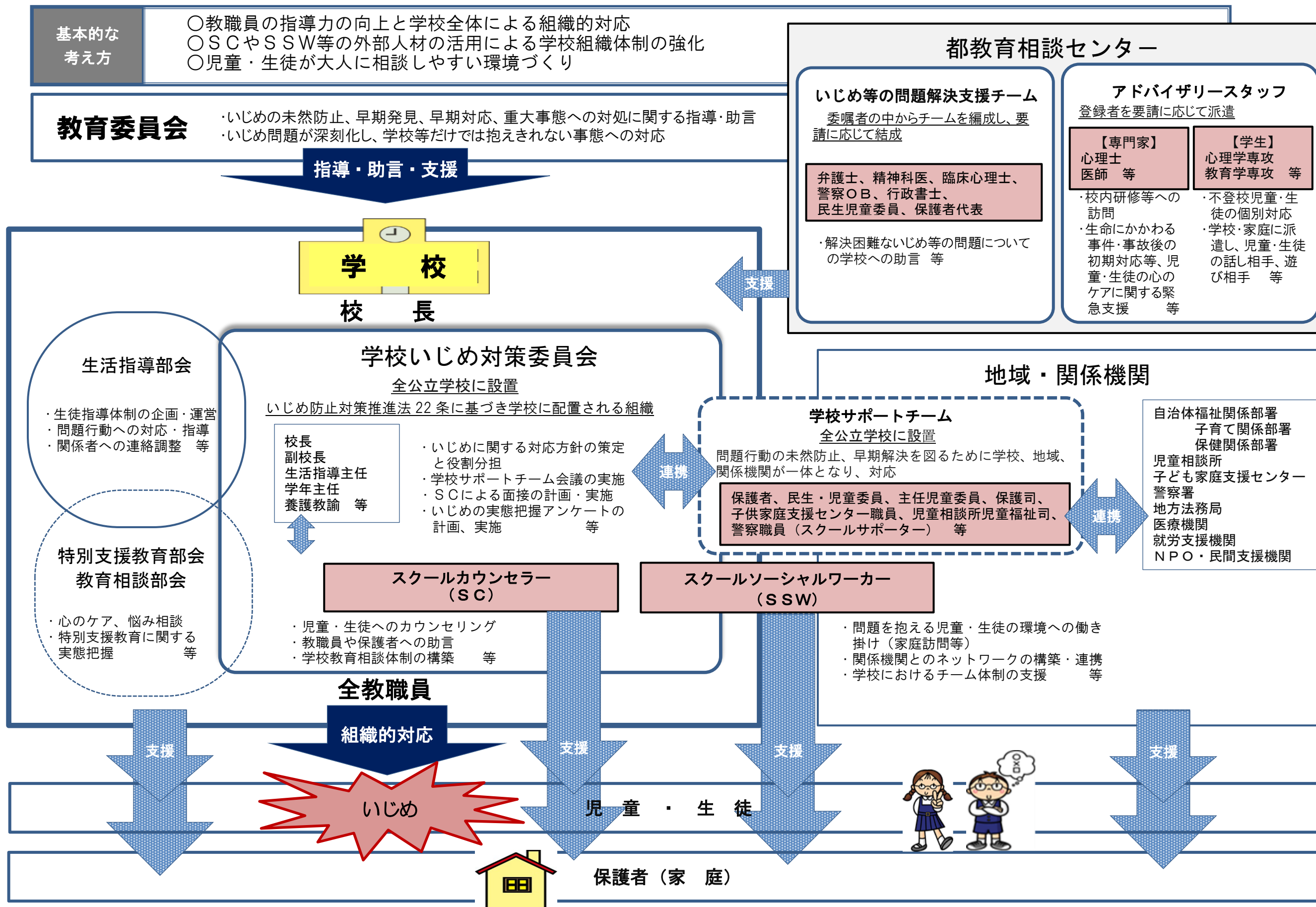
<p>みんなでいっしょに！ 「いじめゼロ」宣言！</p> <p>いじめはぜったいにゆるされません！</p> <p>いじめのことでなやんだら、だれでも、いつでも、どこでも「東京都いじめ相談ホットライン」に電話してください。</p> <p>かならず力になります。</p>	<p>「いじめゼロ」！あなたからはじめよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめられそうになったら <ul style="list-style-type: none"> その場からはなれよう。 あい手の目を見ながら「やめて」と言って立ちさろう。 あんぜんな場しよに行こう。 もしもいじめられたら <ul style="list-style-type: none"> いじめからまもってくれる大人（家ぞくや学校の先生、スクールカウンセラー）にそうだんしよしよう。 友だちにそうだんしよしよう。 いじめがなくなるまで、何度でも、そうだんしよしよう。 だれかがいじめられているのを見たら <ul style="list-style-type: none"> 学校の先生にすぐにそうだんしよしよう。 いじめられている人をささえてあげよう。 ゆう気を出して、いじめを止めよう。 あなたがだれかをいじているとしたら <ul style="list-style-type: none"> すぐにやめよう。 やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといったふあんなどからやめられないときは、大人（家ぞくや学校の先生）にそうだんしよしよう。
---	--

⑩ 外部相談窓口周知のためのチラシ

いじめなど、困ったときの相談は...

<p>東京都いじめ相談ホットライン 24時間対応 電話 0120-53-8288</p> <p>東京都教育相談センター 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (開庁日・年末年始を除く。) 電話 03-3360-8008</p>	<p>〇〇〇〇区市町村〇〇〇〇相談所(室)</p> <p>〔区市町村の相談機関名を記載〕</p> <p>電話 〔電話番号を記載〕</p>
<p>24時間子供SOSダイヤル(全国统一ダイヤル) 24時間対応 電話 0120-0-78310</p>	<p>東京都立小児総合医療センター こころの電話相談室 月~木 9:30~11:30、13:00~16:30 (祝日、年末年始を除く。) 電話 042-312-8119</p>
<p>東京都児童相談センター(よいこに電話相談) 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く。) 電話 03-3366-4152</p>	<p>東京都立中部総合精神保健福祉センター(こころの電話相談) (墨区、新豊区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、練馬区) 電話 03-3302-7711</p> <p>東京都立精神保健福祉センター(こころの電話相談) (千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、江東区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区、葛しよ地域) 電話 03-3834-4102</p>
<p>子供の権利擁護専門相談事業(話してみよふ-東京子供ネット-) 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00 (年末年始を除く。) フリーダイヤル はなして みなよ 電話 0120-874-374</p>	<p>東京都立多摩総合精神保健福祉センター(こころの電話相談) (多摩地区全域) 電話 042-371-5560</p> <p>平日 9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く。) ※各センターとも同じ。</p>
<p>警視庁少年相談室(ヤング・テレホン・コーナー) 平日 8:30~20:00 土日祝日 8:30~17:00(年末年始を除く。) 電話 03-3580-4970</p>	<p>どころへ電話をしても いちばんあ いっしょ 一話合うところを紹介してもうえます。</p> <p>(平成28年4月)</p>

⑪ いじめの対応における学校の役割と外部人材等による支援の取組



⑫ 警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項

平成24年9月10日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

警視庁と東京都教育庁は、東京都内における児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止と健全育成対策を効果的に推進するため、これまでも相互に連携して諸対策を推進してきたが、今後いじめ等の少年問題に更なる的確に対応するため、両者の連携を一層強化し、下記を取組を進めることについて申し合わせる。

記

- 1 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を基本とするが、学校においては、犯罪等の違法行為があれば、早期に警察に相談して対応することとし、特に、児童・生徒の生命・身体の安全が脅かされているような場合には、直ちに通報することを徹底する。
警察においては、被害少年や保護者等の意向及び学校における対応状況等を踏まえながら、必要な対応をとる。特に、被害少年の生命・身体の安全が脅かされているような重大事案がある場合は、捜査・補導等の措置を積極的に講じていく。
- 2 1の対応を適切に推進していくため、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校の相互連絡制度」及び「学校と警察との連絡協議会」等を有効に活用し、警察と学校・教育委員会との間の情報交換・協力体制の充実を図る。
- 3 児童・生徒及び保護者、地域住民等に「いじめは、しない」、「いじめは、許さない」といった気運が醸成されるよう、非行防止教室やセーフティ教室、保護者会等において、警察と学校・教育委員会が協力していじめ防止に関する啓発活動を実施する。
- 4 少年問題を潜在化させないために、警察や教育委員会における少年相談や教育相談がより一層活用されるよう、各種相談制度の周知と充実を図る。
- 5 警察における少年相談と教育庁における教育相談との間での必要な情報の共有と、各事案への適切かつ迅速な対応を図るため、教育相談機関等への警察官OBの配置を検討する。

平成28年5月11日

警視庁と東京都教育庁との連絡会議申合せ事項

東京都内における児童・生徒の健全育成及び非行防止活動を効果的に推進するため、関係機関が相互に連携し諸対策を推進した結果、少年非行は6年連続で減少したほか、学校におけるいじめ事案も2年連続で減少するなど、一定の成果が認められた。

しかしながら、昨今のインターネットやスマートフォン等の普及による情報伝達手段の急激な進歩をはじめ、児童虐待やいわゆる「JKビジネス」の問題など、少年を取り巻く環境が著しく変化していることから、これら諸問題に的確に対応するため、東京都教育庁と警視庁は、より一層の連携強化を図り、下記の事項を強力に推進するものとする。

記

- 1 学校におけるいじめ問題は、いまだに解消されたとはいえず、深刻な事案につながるケースも見られることから、いじめの未然防止と早期発見・保護を図るため、引き続き学校・教育委員会と警察が緊密な情報共有を図る。
- 2 少年のスマートフォン等の保有率が急激に増加している中で、スマートフォン等の利用により、少年が被害者や加害者にもなっている状況があることから、学校・教育委員会と警察が連携し、家庭や学校内における、少年のインターネット利用に関するルールづくりをより一層促進させる。
- 3 近年、警察をはじめ関係機関における児童虐待事案の取扱件数は急激に増加しているが、こうした事案の重篤化を防ぐためには、早期の対応が重要であることから、児童等の変化に気づきやすい環境にある学校・教育委員会が警察と積極的な情報共有を図り、相互に連携して児童虐待事案の未然防止及び被害児童等の早期発見・保護に向けた取り組みを行う。
- 4 いわゆる「JKビジネス」をはじめとした少年の有害環境について、学校・教育委員会と警察が緊密な連携と情報共有のもと、いわゆる「JKビジネス」等が少年の健全育成を阻害しないよう、社会全体に対する広報啓発など必要な施策を行うとともに、少年がこうしたビジネスで稼働しないよう必要な指導・助言を行う。

⑬ いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査（平成28年度）
～学校の取組に関する質問項目～

学校番号	校種／課程	設置者	学校名
	選択してください。	マウスで選択してください。↑↓	0

◆ 調査対象期間 平成28年4月1日～平成28年6月30日

いじめ問題への対応に関わる日常的な学校の取組状況

① 学校いじめ対策委員会の取組状況 【該当している場合、1を入力】

ア 学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるようにするために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知している。	
イ いじめ防止対策推進法第2条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行っている。	
ウ 定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりしている。	
エ 「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている。【特別支援学校は回答対象外】	
オ いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画を策定して、全教職員に周知している。	
カ 児童・生徒を対象にして、いじめを把握するためのアンケートを定期的の実施するとともに、児童・生徒がアンケートに記載した内容を、「学校いじめ対策委員会」として教職員間で共有できるようにしている。 【特別支援学校は、児童・生徒の実態によって回答対象外となる場合がある】	
キ いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	
ク いじめ防止対策推進法第28条に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	

② いじめ問題への対応について学級担任等が一人で抱え込むことのないようにするための取組

(1) 各教員等が把握したいじめに関する情報を、全教職員で共有できるようにするために、どのような工夫をしていますか。 【該当に「1」・複数可】

ア 職員会議や打合せ等を通じて、学校におけるいじめ防止等の対策の具体的な取組について、全教職員で共通実践することについて徹底している。	
イ 職員会議や打ち合わせ等を通じて、各教員が把握したいじめの実態や気になる様子を、学校いじめ対策委員会に伝えることについて徹底している。	
ウ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報が、定められた様式の「記録ファイル」により、パソコンの共有フォルダに保存されるなど全教職員で共有できるようになっている。	
エ いじめ等の情報を職員室等で、日常的に話題にしたり、相談し合えるようにするため、教職員同士が互いにコミュニケーションを図りやすい職場環境づくりを推進している。	
オ 全教職員が、定期的に「いじめ発見のチェックシート」等を活用して、児童・生徒の様子を観察するとともに、学校いじめ対策委員会において、結果を集約・分析するなどして、情報共有をしている。	
カ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	

<「その他」の具体的内容>

(2) いじめの未然防止や早期発見に向けて、学校全体で取組が行われるようにするために、どのような工夫をしていますか。【該当に「1」・複数可】	
ア 全教職員が分担して、校門や玄関で、登校時の児童・生徒への挨拶を行い、児童・生徒の様子を観察するとともに、気になる様子が見られた場合は、学校いじめ対策委員会等に報告している。	
イ 休み時間等の巡回を、全教職員で行うために、巡回分担表などの計画が作成されている。	
ウ 保護者会や学校便りで、いじめの未然防止や早期発見のための取組を、全教職員で行うことを周知している。	
エ 管理職が、いじめへの対応が学校全体で行われるよう、一人ひとりの教職員への面接等を通じて、日常的に指導・助言を行っている。	
オ 教育課程届の「指導の重点」等に、いじめの未然防止や早期発見のための取組を、全教職員で行うことを明記している。	
カ 学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている。	
キ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	
③ スクールカウンセラーによる全員面接の成果 <特別支援学校は回答対象外>	
(1) スクールカウンセラーに相談する児童・生徒の実人数が増えた。	
(2) スクールカウンセラーに、自分の悩みや不安を相談する児童・生徒の実人数が増えた。	
(3) 児童・生徒の問題行動等に対して、スクールカウンセラーを含めた教職員が、組織的に対応できるようになった。	
(4) 全員面接により、スクールカウンセラーがいじめやいじめの疑いを発見することができた事例があった。	
(5) その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	
④ いじめ問題に関わる校内研修の実施状況(平成28年度中の実施予定も含む。)【該当する項目に「1」を入力】	
(1) 平成28年度に校内研修を3回以上実施することになっていますが、どのような内容を実施していますか。(今後の予定も含む。) 【該当するものに「1」・複数回答可】	
ア 定義の正しい理解に基づくいじめの認知の在り方	
イ いじめ問題の見方や考え方	
ウ いじめの未然防止に向けた学校の対応	
エ いじめの早期発見	
オ いじめの早期発見のための情報の共有	
カ いじめの早期発見と校内体制	
キ 保護者・地域との連携	
ク スクールカウンセラーとの連携	
ケ 相談環境の充実	
コ 児童・生徒との効果的な面接の実施	
サ 警察との連携	
シ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	

(2) 使用資料（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】	
ア 「いじめ問題に対応できる力を育てるために（いじめ防止教育プログラム）」（平成26年2月）	
イ 「東京都におけるいじめ防止等の対策」（平成26年度10月）	
ウ 生活指導研修資料「学校いじめ対策委員会の効果的な活用」（平成28年3月）	
エ 生活指導研修資料「いじめを許さない 見逃さない」（平成28年3月）	
オ いじめ防止教材「STOP!いじめII 見つめよう考えよう」（DVD）（平成27年3月）	
カ いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫？」（DVD）（平成25年3月）	
キ プレゼンテーション「いじめ防止に関する校内研修」（平成27年12月 服務事故防止研修と合わせて配布）	
ク 「人権教育プログラム（学校教育編）」（平成28年3月）	
ケ 「生徒指導提要（文部科学省）」（平成22年3月）	
コ 国立教育政策研究所が作成した資料（「生徒指導リーフ」等）	
サ 区市町村教育委員会が独自に作成した資料	
シ 自校の教職員（管理職を含む。）が作成した資料	
ス 都教育委員会からの通知文（アンケート実施に際しての留意事項等）	
セ 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」（平成28年3月）	
ソ 小中学校用指導資料「子供たちの規範意識を育むために」（平成27年7月）	
タ 規範意識の育成に向けて～都立高校生活指導方針を理解するために～（平成28年3月）	
チ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	
(3) 講師の状況（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】	
ア 自校の教員（管理職含む。）	
イ 区市町村教育委員会指導主事等	
ウ 都教育委員会指導主事等（教育相談センター、教職員研修センター含む。）	
エ スクールカウンセラー（区市町村が独自に派遣する心理職も含む。）	
オ 警察職員（スクールサポーターを含む。）	
カ 児童相談所職員	
キ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>	

⑤ いじめに関わる授業等の実施状況（今後の予定も含む。）		
(1) 平成28年度にいじめに関する授業を3回以上実施することになっていますが、どのような内容を実施していますか。（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】		
ア	いじめの定義の正しい理解	
イ	いじめ防止対策推進法の内容の理解	
ウ	いじめは絶対に許されない行為であることの理解	
エ	いじめが犯罪につながる場合があることの理解	
オ	人権教育の視点に立った違いを認め合うことの大切さ	
カ	望ましい人間関係の構築	
キ	いじめを行わないための気持ちの調整	
ク	いじめを受けた人、他の人のいじめを見た時に信頼できる大人に相談することの大切さ	
ケ	いじめを見て見ぬふりをせず、主体的に行動しようとする意識や態度の育成	
コ	インターネットを通じて行われるいじめの防止	
サ	その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>		
(2) 使用教材（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】		
ア	「いじめ問題に対応できる力を育てるために（いじめ防止教育プログラム）」	
イ	いじめ防止教材「STOP!いじめII 見つけよう考えよう」（DVD）	
ウ	いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」（DVD）	
エ	人権学習教材ビデオ「わっかカフェへようこそ」（DVD）	
オ	人権学習教材ビデオ「imagination 想う つながる 一歩ふみだす」（DVD）	
カ	人権学習教材ビデオ「いのちのコトバ」（DVD）	
キ	東京都道徳教育教材集	
ク	「特別の教科 道徳 指導読本」	
ケ	文部科学省「私たちの道徳」	
コ	人間としての在り方生き方に関する教科「人間と社会」	
サ	区市町村教育委員会が独自に作成した資料	
シ	自校の教職員（管理職含む。）が作成した資料	
ス	その他 ※下欄に具体的にお書きください。	
<「その他」の具体的内容>		

(3) 実施区分（今後の予定も含む。）【(ク)以外は複数回答可】 ※該当するものに「1」を入力	
ア 道徳において実施	
イ 人間の在り方生き方に関する教科「人間と社会」において実施	
ウ 学級活動・ホームルーム活動において実施	
エ 児童会・生徒会活動において実施	
オ 学校行事において実施	
カ セーフティ教室において実施	
キ (ア)～(カ)以外で実施	
ク 現時点ではどの時間に実施するか未定だが、今後、実施する予定	
ケ その他 ※下欄に具体的にお書きください。	

⑥ 保護者会におけるいじめ問題に関わる内容の取扱い状況（今後の予定も含む。） 【(6)以外は複数回答可】 ※該当するものに「1」を入力	
(1) 校長又は副校長による講話	
(2) 生活指導主任による講話	
(3) 学年主任による講話	
(4) スクールカウンセラーによる講話	
(5) いじめ防止教材「STOP!いじめ/STOP!いじめII」の上映	
(6) 現時点では詳細は未定だが、今後、実施する予定	
(7) その他 ※下欄に具体的にお書きください。	

<「その他」の具体的内容>

--

⑦ 以下の諸会議等におけるいじめ問題に関わる内容の取扱い状況（今後の予定も含む。） 【該当するものに「1」・複数回答可】	
(1) 学校評議員定例会・学校運営協議会等	
(2) 「学校サポートチーム」会議	
(3) P T A総会・定例会等	
(4) その他 ※下欄に具体的にお書きください。	

<「その他」の具体的内容>

--

⑧ いじめの未然防止または早期対応のための取組

- (1) 貴校において、いじめの防止等の対策のために、「学校いじめ対策委員会」が核となって行っている組織的な取組で、効果が上がっている取組があれば、書いてください。

- (2) 貴校において、被害の児童・生徒や周囲の児童・生徒が、いじめについて大人に相談しやすい環境をつくるための取組で、効果が上がっている取組があれば書いてください。

- (3) 貴校において、児童・生徒がいじめを見て見ぬふりをせず主体的に行動しようとする意識や態度の育成のための取組で、効果が上がっている取組があれば書いてください。

「SNS東京ルール」の取組について

① 「SNS学校ルール」について

- (1) 【選択回答】「SNS学校ルール」を、1＝策定している。
 2＝これから策定する。
 3＝設置者等が定めた別のルールを「SNS学校ルール」として運用する。

※ 策定とは、決めたルールを、児童・生徒に周知している状態を指す。

※ 「SNS学校ルール」については、平成27年12月の説明会（特別支援学校のみ校長会）において、平成27年度中の策定を依頼しています。

- (2) 【(1)で「1」と回答した学校のみ回答】「SNS学校ルール」として策定した名称を書いてください。
 (例 「〇〇学校ルール」等)

- (3) 【(1)で「1」と回答した学校のみ回答】貴校の「SNS学校ルール」を書いてください。
 ※ 1項目ごとに入力する。

※ 学年等ごとに異なるルールがある場合、行頭に対象を記載する。例 (3年生)

ア

イ

ウ

エ

オ

カ

キ

ク

ケ

コ

サ

シ

ス

セ

ソ

タ

チ

ツ

テ

ト

<p>(4) 【(1)で「1」または「2」と回答した学校のみ回答】 貴校の「SNS学校ルール」を策定した月（策定する月）を回答してください。</p> <p>※ 策定とは、決めたルールを、児童・生徒に周知している状態を指す。</p>	
<p>② 「SNS家庭ルール」について</p>	
<p>(1) 【選択回答】「SNS家庭ルール」について、 1 = 策定を依頼した。 2 = これから策定を依頼する。 3 = 設置者等が定めた別のルールを「SNS家庭ルール」として運用する。</p>	
<p>(2) 【(1)で「1」または「2」と回答した学校のみ回答】 貴校の「SNS家庭ルール」の策定することを依頼した月を回答してください。</p> <p>※ 依頼とは、ルールを決めるよう、保護者に周知した状態を指す。</p>	
<p>③ 「SNS東京ルール」等、児童・生徒の情報</p>	
<p>(1) 貴校において、主体的にルールづくりを行う上で、より効果が上がっている取組があれば書いてください。</p> <div data-bbox="277 857 1442 1048" style="background-color: yellow; height: 85px; width: 100%;"></div>	

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第1期）関連資料

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年東京都教育委員会規則第18号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。

3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。

4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。

5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成26年10月31日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

「東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月10日策定）」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

2 諮問理由

平成24年に、滋賀県大津市において、いじめを原因として中学生が自殺したことが大きく報道される中で、東京都においても、品川区で、中学生がいじめを苦にして自らの命を絶つという事件が発生した。

都教育委員会は、これらの事件を重く受け止め、平成24年から2年間にわたり、「いじめ問題に関する研究」を行うとともに、「いじめに関する専門家会議」を組織し、いじめ問題の総合的かつ実効性のある対策について検討してきた。

その後、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立したことを受け、東京都は、平成26年6月に、「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定した。

これらを踏まえ、都内公立学校においては、保護者、地域住民、関係機関等と連携し、いじめの防止等のための取組を組織的に推進しているところである。

今後、都内の全公立学校で、条例の基本理念に基づき、より実効性のあるいじめの防止等の対策が推進されるよう、取組について不断に検証、評価するとともに、その改善を図っていく必要がある。そのため、「いじめ総合対策」には、平成28年度に、その取組を評価し、見直しを行うことを明記した。

以上のことから、「東京都教育委員会いじめ総合対策（平成26年7月10日策定）」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 審議経過（概要）

回	日 時		審 議 内 容（概要）
第1回	平成26年	10月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○26年度「いじめ実態調査」結果に見られる成果と課題 ○いじめ防止等の取組の推進方策①
第2回	平成27年	2月12日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○学校において成果のあった取組事例 報告者：武蔵村山市立第十小学校長 榊 尚信 目黒区立目黒中央中学校長 森田 正藏 ○いじめ防止等の取組の推進方策② 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
第3回		6月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の取組の推進方策③ ・子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策 ○「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」の項目
第4回		7月31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等の取組の推進方策④ ・子供が大人に相談できる環境づくりに向けた方策
第5回		8月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ総合対策」の徹底 ○いじめ防止等の取組の推進方針⑤ ・児童・生徒対象アンケートの在り方 ・インターネットを通じて行われるいじめへの対応
第6回		11月2日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○26年度 児童・生徒の問題行動等の状況 ○中間答申 ～「いじめ総合対策」改訂の方向性～
第7回		1月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京都いじめ防止対策推進条例」 第11条第4項に規定する調査について
第8回	平成28年	3月2日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題の解決に向けて、児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成の在り方① 報告者：練馬区立南町小学校長 福田 俊彦 狛江市立狛江第一中学校長 樋口 豊隆 東京都立青山高等学校統括校長 小山 利一
第9回		6月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ問題の解決に向けて、児童・生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成の在り方②
第10回		7月7日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○最終答申「『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」について①
第11回		7月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○最終答申「『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について」について②

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者	有村 久春	東京聖栄大学教授	委 員 長
	坂田 仰	日本女子大学教授	
	滝 充	国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター総括研究官	
	鈴木 高弘	元東京都立足立新田高等学校長 元専修大学附属高等学校長	
区市町村 教育委員会	三田 一則	豊島区教育委員会教育長	
医 療	市川 宏伸	東京医科歯科大学精神科非常勤講師	
心 理	石川 悦子	一般社団法人東京臨床心理士会副会長	委 員 長 職務代理者
福 祉	長汐 道枝	府中市教育委員会スクールソーシャルワーカー 臨床発達心理士・社会福祉士	
法 律	三坂 彰彦	高木法律事務所弁護士 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員	
警 察	古郷 氏郎	警視庁生活安全部管理官	(平成 27 年 8 月 24 日まで)
	庄司 隆		(平成 27 年 9 月 29 日から)

